

■幕別町子どもの権利に関する条例について

1 制定年月日

公布日：平成22年4月1日 / 施行日：平成22年7月1日

2 条例の目的

「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもにとって大切な権利を明らかにするとともに、子どもを取り巻くすべての人や団体の責務等を定めることで子どもの権利を保障し、子どもの心身の健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を図ることを目的としています。

3 条例の特徴

- (1) 子どもにとって大切な権利として、安心して生きる権利（第5条）、自分らしく生きる権利（第6条）、豊かに育つ権利（第7条）、主体的に参加し、意見を表明する権利（第8条）を定め、子どもの権利を大きく4つに分け、全部で17項目を規定し、子どもが健やかに育つ権利を保障する条例としました。
- (2) 子どもの権利を保障するための大人の責務として、保護者や学校、町、地域住民等の責務をそれぞれ定め、互いに連携し協力して、子どもの最善の利益の視点から、子どもの育ちを支えることを決めました。
- (3) 幕別町民憲章にある「未来をつくる子どものしあわせなまちにいたしましょう」を具現化するための条例としました。

4 条例制定の経緯

(1) 子どもを取り巻く現状と子ども支援

○子どもに対して否定的な状況

今、大人は…

- ・子どもをめぐって不安である（安心感がない）。
- ・自信がない。
- ・居場所がない。
- ・将来の希望がない。
- ・疲れている（過度のストレス、食生活の乱れ、睡眠不足…）など。

○子育ての責任が保護者（特に母親）に負わされ過ぎている。

○希薄な親子関係、保護者・家庭が子どもの成長を支えきれない。

○子どもの成長のための人間関係、社会的基盤が崩れている現実。

大人や社会の問題を子どもに「背負わせている（背負わせすぎている）」。

(2) 低い（低すぎる）子どもの自己肯定感¹（自尊感情）

自分を肯定的にとらえ、大切に思う気持ちは、人間として生きていく上で不可欠な感情であり、権利（人権）の基礎・基本ですが、自分のことが好き、自分のことを肯定的に捉え、大切に思っているという実感を持つ子どもが減っています。

自分のことが好きで、自分を大切に思える子どもになれるよう支援しなければなりません。

¹ 「自分にはよいところがある」と思っている児童の割合（参照：H23 北海道における学力・学習状況調査）

○調査対象児童数：小学校6年生 323人・中学校3年生 259人（幕別町）

学年	全道	幕別町	(H22 幕別町)
小学校6年生	65.0%	69.0%	(64.1%)
中学校3年生	59.9%	67.6%	(65.5%)

(3) 条例制定までの取り組み

子どもに関して、より効果的で実効性のある施策を推進するには、子どもの権利、健全な育成等について、町の実情に根ざした条例の枠組みを定める必要があります。

このため、子どもをはじめとする町民の声を聞きながら条例の策定に取り組みました。

○子どもたちの健やかな成長等に関する意識調査（平成21年4月～6月）

・大人：18歳以上の町民（高校生を除く） 600件（回収率50.8%）

・子ども：小学校5年生～高校3年生の年代 400件（回収率44.8%）

○次世代育成支援対策地域協議会における協議（平成21年6月～平成22年1月）

協議会における審議8回

○子どもの権利に関する意見交換会（平成21年8月～9月）

町内5校の中学校の生徒と地域協議会委員との意見交換会（生徒会役員26名）

5 条例の基礎となる「児童の権利に関する条約」

(1) 「児童の権利に関する条約」（通称「子どもの権利条約」）

18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、平成元年（1989年）11月20日に国際連合総会で採択され、日本では、平成6年（1994年）4月22日に批准（条約に同意すること。）しました。

条約は、子どもを保護の対象とただけではなく、権利行使の主体と位置づけ、主に4つの子どもの権利を挙げ、これらの権利を実現し、「子どもの最善の利益」が考慮されることを目的としています。

○生きる権利（第6～8条、第24～27条）

・必要な衣食住が与えられ、防げる病気などで命を失わないこと。

・病気やケガをしたときは治療を受けられること。

○育つ権利（第28～31条）

・教育を受け、休んだり遊んだりできること。

・考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができること。

○守られる権利（第19～23条、第32～40条）

・あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。

・障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られること。

○参加する権利（第12～15条、第31条）

・自分に関わることに自由に意見を表したり、参加をしたり、グループをつくって自由な活動をしたりできること。

(2) 子どもの最善の利益²

子どもの最善の利益は、子どもの権利条約の基本となる考え方で、「子どもに関することは、あくまで子ども主体で考え、その中で最も良いものに決める」というものです。

子どもの権利を象徴する言葉として国際社会等でも広く浸透し、子どもに関する国の法律等でも多く使われています。

6 子どもの権利がもたらすもの

(1) 自己肯定感（自尊感情）を向上させ、子どもの成長に寄与する。

² 「子どもの最善の利益」（子どもの権利条約第3条第1項）

児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的もしくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

- (2) 子ども同士、子どもと大人との関係を変え豊かな関係をもたらす。
 ○権利の相互尊重、真の意味の規範意識の向上
 ○子どもが一人の人間として、大人に対し、その思いや願い、意見を表明することができ、それが受け止められ、尊重される。
- (3) 子どもが置かれている状況を変革する。
 ○子どもは単なる保護や救済の対象ではなく、問題解決の主体である。
 ○しつけ、教育、指導の単なる対象から、自ら選びながら成長していく主体として支援することが必要である。
- (4) 出発点は、いのちの権利である。
 ○平和の中で、安心の中で愛情豊かな中で生きていく基本となる権利
- (5) 子どもの育ちを取り巻く環境の整備が総合的に進めることにより、子育てを社会全体で支援していく「子育ての社会化」が推進される。

7 今後の町の取組みについて

(1) 住民への周知・啓発活動

子どもの権利の保障や子どもの心身の健やかな育ちの支援は、行政の施策だけで進められるものではありません。

このため、この条例の趣旨を子ども、大人を問わず、住民の皆さんに広くお伝えし、子どもの権利に関する正しい知識の普及に努めたいと考えています。

【平成22年度】

広報紙での連載、リーフレットの配布による周知や住民説明会の開催、子どもの権利に関して精通した大学教授を講師に講演会を開催するなどし、普及に努めました。

【平成23・24年度】

小学校5・6年生及び中学生向けのパンフレットを学校を通じ配布し、本条例を子どもたち自身に理解してもらうよう取り組みました。

【平成25年度】

引き続き、小・中学校を通じパンフレットを配布するとともに、保育所、幼稚園、小・中学校、学童保育所に、子どもの権利を説明したパネルを掲示し、子どもたちばかりではなく、保護者の皆さんに条例の主旨をお伝えするよう取り組みました。

(2) 虐待、いじめ等³からの救済

本条例第19条に基づき、注釈にある相談窓口及び機関を設置していますが、今後も救済体制の充実を図っていきます。

○虐待・いじめ等に関する相談等実績

(年度/件)

相談窓口・機関	H22	H23	H24
子どもサポーター相談	650	1,149	1,257
スクールカウンセラー相談	305	709	63
心の教室相談員相談	84	108	122
町要保護児童対策地域協議会ケース検討会の案件（虐待関係）	2	1	9